

# 新川中央小学校

## いじめ防止基本方針

令和 8（2026）年 4 月

## 1 いじめ防止のための基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。国ではいじめ防止対策推進法（以下、「いじめ防止法」という。）第11条第1項の規定に基づき策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、以下のとおり、いじめ防止等の基本理念を掲げている。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

※「いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「札幌市立新川中央小学校 いじめ防止基本方針」を策定し、全教職員で組織的に対応するものとする。

## 2 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいた場合などにおいて、当該児童がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った児童に対して教育的指導が適切に行われるべきである。

加えて、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。発達の段階や状況によっては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応によ

る対処も考えられる。ただし、この場合においても、法が定義するいじめには該当するため、本校のいじめ対策組織である「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、組織として対応する。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確認、対応にあたる。

### 3 校内体制

#### (1) いじめ防止対策委員会とその役割

委員会の責任者は校長とし、いじめ防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導担当（保健主事）、学年主任、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、関係職員（状況に応じて、特別支援コーディネーター、巡回相談員）とし、次のような役割を担うものとする。

- ①いじめの相談・通報窓口
- ②いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に関わる情報の収集と記録、共有
- ③いじめの認知及び解消の判断
- ④いじめの疑いに関わる情報があったとき、緊急に会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ⑤児童や保護者へのいじめ防止の啓発等
- ⑥外部との連携（教育委員会、警察等）

なお、いじめ疑いを把握した場合は、速やかに対応する必要があることから、構成員が揃わない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その場合、定例のいじめ対策委員会で再度確認する。また、校長不在時は、教頭が責任者となって会議を開催することとする。

#### (2) いじめ対策会議

いじめ対策会議を月に一度開催（必要に応じて不定期に開催する）し、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する（いじめに関するアンケート調査を年2回「心のアンケート6月」「悩みやいじめに関するアンケート〇月」を実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するための会議も含む）。また、学校いじめ対策会議の会議録を作成し、校長の決済を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。なお、アンケートの調査用紙は過去3年分を保存し、中学校へ用紙そのものを引継ぐ（4・5・6年生分）。

### 4 子どもの権利の理念を踏まえた取組

#### (1) 子どもの主体的な取組

児童会が中心となり、「いじめを起こさない、いじめを起こさせない」という意識ももちあわせながら、児童会テーマを作成したり、あいさつ運動等具体的な活動を行ったりと、主体的に人間関係を形成する活動に取り組む。

#### (2) 子どもが安心して生活できるよう学校が実施する取組

挨拶・授業中の話し方や聞き方の指導等、校内における言語環境や規律の整備等、健全な人間関係を構築できるよう発達段階に合わせた指導を行う。学校としていじめを絶対に見過ごさないとい

う姿勢を児童に伝え、安心して生活できる環境を整える。

## 5 いじめの未然防止

### (1) 「いじめ」についての理解を深める

#### ①何がいじめなのかを具体的に明らかにする

- ・子どもの発達段階に応じて、1年生から「してはいけないこと」「いじめになってしまうこと」を具体的に指導していく。
- ・些細な出来事でも、しつこく続けたり複数で行ったりすることでいじめにつながることを意識づける。

#### ②いじめられている子どもの気持ちを理解する

- ・道徳や学級活動の時間、教育活動のあらゆる場面で、いじめられている側の気持ちを押し量る場面を設定し、いじめられている子どもの気持ちを理解できるようにする。
- ・日頃から困った時には誰かに相談するように伝える。
- ・スクールカウンセラーについて知らせ、教職員以外にも相談できることを周知する。

#### ③いじめる子どもの心の動きについて学ぶ

- ・道徳や学級活動の時間において、「なぜ、いじめてしまうのか」という視点で、気持ちの動きについて話し合う機会を設ける。「自分がその立場だったら」「自分がその場に居合わせたら」と自分事として考えるなど、いじめを発生させないためにできることを考える。

#### ④はやし立てる子ども、知らぬふりをして見ている子どもの思いを考える

- ・道徳や学級活動の時間において、はやし立てる子どもや知らぬふりをするこもいじめを助長させるということを考える。

### (2) 豊かな心の育成

#### ①人間関係を構築するための素地の育成

- ・日常的に挨拶を大切にしている指導を継続する。
- ・「ありがとう」「ごめんね」等、心を通わせる言葉を使っている場面を価値付けたり、意図的に設定したりすることで、コミュニケーション能力を育む。

#### ②児童の主体的な活動を推進し、自己肯定感、自己有用感を育む

- ・自分や友達のよさを認め合う学習や活動から、自分や友達を肯定的・受容的に受け入れる態度を育てる。
- ・「みんなのために考え、動く」という経験を積ませることで、自己有用感を高め、人の役に立つことに価値を見出す心情を育てる。
- ・行事や特別活動を通して、集団の一員としての自覚や自信をもてるようにする。

#### ③道徳教育をはじめとする心の教育に、教育活動全体を通じて取り組む。

- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった、命の大切さを道徳学習や指導を通して育む。
- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- ・学級、学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努めます。

#### ④家庭や地域との連携によるいじめの未然防止

- ・日常的に保護者と連携を図り、信頼関係を構築する。学校と家庭で子どもへの接し方や言葉かけについて共通理解を図る。
- ・学校と地域の関係者が集まる機会に、登下校時の見守りや声かけを依頼する。

#### (3) インターネットやSNSでのいじめの未然防止

- ・携帯安全教室や SNS 使用教室等を実施する。
- ・SNS やオンラインゲーム等のインターネットでのいじめについては、保護者との連携が必要なため、理解と協力をお願いする。

## 6 「いじめ」の早期発見・早期対応について

### (1) 早期発見のために

#### ①教職員がいじめを積極的に認知する

- ・「いじめはどの子にもどこの学校・学級にも起こりうる」「いじめは見つけにくい」という認識の下、子どもが発する小さなサインにいち早く気付く。
- ・日常的な観察や声かけ等の関わりにより、子どもが発する些細な兆候を見逃さない。
- ・いじめ対策会議、運営委員会、学びの支援委員会、職員会議（集会）等で日常から教職員全体で情報共有を行う。

#### ②アンケートや面談の効果的な推進

- ・アンケートを計画的（6・0月）に実施し、子どもの様子を把握する。
- ・アンケート実施後に児童との面談を行い、実態を把握する。また、いじめ防止対策会議も開催し、面談や結果の内容を検討・共有する。

### (2) 早期対応について

いじめを認知した場合、以下のような流れで対応を行う。

#### ① いじめ疑いの情報を把握する（断定できないものも含む）

#### ② 学年で情報共有し、生徒指導担当（保健主事）・副担任に報告する

※一人で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

#### ③ いじめ防止対策委員会（※「3 校内体制」を参照）を開催する

#### ④ 事実関係の確実な把握を行う

#### ⑤ いじめに関係する子どもと保護者へ支援・助言を行う

#### ⑥ いじめの継続有無及び解消の確認をいじめ防止対策員会で判断する

- ・目安となる3カ月間、見守りを継続するとともに、いじめの被害者及び保護者との面談を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。
- ・被害者に対する心理的・物理的な影響の停止が、少なくとも3カ月以上継続しているかを確認する。
- ・被害者がいじめの行為等により、心身の苦痛を感じていないこと等をもって、解消と判断する。

#### ⑦ 再発防止に向けた保護者への対応

- ・事実関係に基づき、関係する保護者に説明を行い、再発防止への協力を要請する。

- ・いじめた児童の保護者にも、事実関係を正確に伝え理解を得た上で、被害家庭への謝罪など以降の対応を適切に行えるよう協力を求める。子どもの抱える問題やいじめに至った要因など、いじめの背景を保護者と共有し再発防止に努める。
- ・いじめが解決したと思われた後も、定期的に保護者との情報共有を行い、いじめの再発がないか注意深く対応する。

以上のことは、いじめ防止対策委員会から発信・周知し、全教職員で情報を共有する。

#### ⑧ 教育委員会への報告

- ・いじめの発生及び対応について適時報告するとともに、対応について助言を得る。

#### ⑨ いじめの解決に向けた集団への働きかけ

##### 加害児童への指導

###### <教育的指導>

- ・いじめ行為についての指導 ・今後の生活指導
- ・児童相談所等関係機関との連携 ・教室外や校外における生活の指導

###### <法的処置>

- ・児童（生徒）の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

（参考）いじめ防止対策推進法 第23 条第6 項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

##### 被害児童への指導

- ・心のケアについて、スクールカウンセラーと十分相談しなら行う。
- ・いじめの再発への不安な気持ちを十分に聴き取り、見守りなどの安全確保と面談の体制にかかわる計画を立て、安心して学校生活を送ることができるように留意する。

##### 周りの児童への指導

- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめを深刻化させることになると改めて指導する。
- ・被害児童と保護者の了解を得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導を児童のプライバシーに十分留意して行う。

## 7 保護者・地域、関係機関との連携

### (1) 保護者・地域

#### ①学校のいじめ防止の取組について、家庭や地域の理解を得る

- ・年度初めの学校便りや学校ホームページ等の広報または、PTAや地域の関係者が集まる会議において、いじめ防止対策の概要を説明し、理解を得る。

#### ②家庭や地域の協力、参画を求める

- ・朝の交通安全指導や通学路の見守り活動等、地域での子どもの見守り等を通して、いじめの疑いのある場面を見かけた際の学校への連絡について依頼する。

## (2) 教育委員会及び関係機関

- ・ いじめの発生及び対応について適時報告するとともに、対応について助言を得る。
- ・ 緊急性が高い（いじめの対処方法の見通しが立たない場合や長期化したいじめ等）と判断した事案や、いじめの重大事態（不登校30日以上等）につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告・協議する。
- ・ 犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関と連携して対処する。

## 8 いじめ対応の流れ



